

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第一部 労働者状態

第一編 労働人口の構成

第三章 産業別部門別労働人口

第五節 公務労働者

ここで公務労働者として掲げるのは、中央地方の行政機関に勤務するものの中から、五現業(造幣・印刷・林野・アルコール事業・郵政)と教育関係公務員を除き、また三公社(専売・国鉄・電信電話)を初めいわゆる政府関係機関の職員も含まれない。そのかわり行政機関でない機関である国会・裁判所・会計検査院を含み、臨時・非常勤職員や定員外の単純労務者(小使等)、警察予備隊、駐留軍労務者も入っている。したがっていわゆる官公労務者という概念とはちがうものである。このような特殊の意味の政府職員から、特別職のうち明らかに労働者に入らない大臣、顧問、参与等の人々(特別職でも消防団員、職員、労務者は含まれる)はもちろん、官吏のうち中央では一〇級以上、地方では九級以上の者は大体課長クラス以上の者として控除し、それらのものは勤労者の中には含めなかった。このようにして推計されたものが、ここで扱う公務労働者である。なお職務級別からいって、中央では九級から六級まで、地方では八級から五級までを「技術者・事務者」とし、中央では五級以下、地方では四級以下を「労働者」として計算した。

まず予算定員からみると、昭和二八年度予算定員による中央地方公務員総数は第39表のごとくであって、一般会計五四万人、特別会計三四万人、政府関係機関六五万人、地方公務員一三八万人である(大蔵省主計局調。大蔵大臣官房調査課編「財政経済統計要覧、昭和二九年上期」一九五四年二月刊、による)。

このうちから、一般会計では国会職員、大臣、一〇級以上の職員を、特別会計では五現業、一〇級以上の職員を、政府関係機関は全部を、地方公務員では教育職員、知事、市町村長、九級以上の職員を除かなければならない。

国家公務員

最近三年来の機関別予算定員数を示せば第40表の通りである。
国家公務員の一般職のうち、まず常勤職員についてみれば左の通りである(人事院事務総局管理局法制課「常勤職員在職状況統計表」昭和二八年一〇月一日現在、による)。

- (1) 公労法不適用の常勤職員 四五万八〇〇〇人(検察官を含む)
- (2) 公労法適用の常勤職員 二六万一〇〇〇人
- (3) 常勤労務者 二万四〇〇〇人(うち一万は公労法適用者)
- (4) 右合計 七四万三〇〇〇人
- (5) 休職者一万二〇〇〇人(うち五〇〇〇人は公労法適用者)

右のうち(1)と(2)を職務級別にみると第41表の通りである。この表の公労法不適用者の数が(1)と一致しないのは、(1)にはこの他に検査官一、七三三人が含まれているからである。

(1)を俸給表別にすると第42表のようになる。
次に非常勤職員についてみれば左の通りである(人事院事務総局管理局法制課「非常勤職員在職状

況統計表」昭和二八年一〇月一日現在、による)。

- (6) 調査員、講師、研究員、医員等 七〇〇〇人
- (7) 事務技術補佐員、統計調査員、労務者、補助補佐員等 一四万四〇〇〇人
- (8) 委員、顧問等一万八〇〇〇人
- (9) その他 二七万八〇〇〇人
- (10) 右合計 四四万七〇〇〇人

右の(9)「その他」のうち、作物調査員、臨時集計員等二三万七〇〇〇人と、厳密な意味では非常勤職員に入らない公労法適用職員一四万五〇〇〇人を加えて修正すると、右の(7)は五二万六〇〇〇人となる。

以上、常勤および非常勤の一般職職員を、われわれの分類にしたがって、技術者・事務者(九級から六級までの常勤職員と、(8)に入る非常勤職員)と労働者(五級以下の常勤職員と、(7)に入る非常勤職員)に分けると、第43表のようになる。

地方公務員

一九五三年四月一日現在の都道府県および市町村職員数は、第44表のごとく総計一四一万人にのぼる(自治庁「地方公務員月報」第二号、一九五四年三月刊、による)。

しかしこれは一般職の常勤の職員(それも後で見るように全部ではない)を示すにすぎない。

全国の地方自治体に属する職員を数えると次のようになる(II以下は「地方公務員月報」第一号、一九五三年三月刊、による)。

- I 一般職の常勤職員(一九五四・四・一現在)
 - 1 一般職員 六三万四三二二
 - 2 教育職員 六五万五九六三
 - 3 警察職員 八万八七四五
 - 4 消防職員 三万一九七〇
 - 5 右合計 一四一万一〇〇〇
- II 臨時・非常勤の一般職(一九五二・一・三一現在)
 - 6 顧問参与等 五万九四一五
 - 7 職員・単純労務者 八万三五九五
- III 単純な労務に雇用される一般職(一九五一・二・二〇現在)
 - 8 男子 七万五三〇九
 - 9 女子 三万八三六二
 - 10 右合計 一万三六七一
- IV 特別職(一九五二・一・三一現左)
 - 11 一般特別職 八七万六一八六
 - 12 消防水防団員 一八〇万三一八四
 - 13 日雇労務者 一二万七七一四

右のIIの(7)にある「職員」には、地方公務員法附則第二〇項の職員、すなわち公営企業職員が含まれており、同じく「単純労務者」とは同法附則第二一項の単純労務者(職員)である。

またIIIの「単純な労務」の中では、土木工夫、小使、給仕、自動車運転手、清掃夫等が主要なものである。

これらの中から教育職員(2)、顧問参与等(6・11の一部)、およびIの中の九級以上の職階のものを除かなければならない。

右のようにして作られたのが前出の数字である。

駐留軍労務者

調達庁雇用米軍使用のILO労務者現員数は一九五三年四月現在一八万七九〇五人である。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

